

EDINET概要書等の一部改正（案）の概要について（国際会計基準の適用関係）

1. 改正の経緯

平成 21 年 12 月 11 日に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 73 号）が公布、施行され、一定の要件を満たした会社は、平成 22 年 3 月 31 日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表等から指定国際会計基準（以下「IFRS」という。）により作成することができるようになったことに伴い、EDINET にて提出するデータ形式について指定するため、「EDINET 概要書」等について所要の改正を行うもの。

2. IFRS の適用時における EDINET により提出するデータ形式

(1) IFRS による連結財務諸表について HTML 形式で提出する場合

(2) IFRS による連結財務諸表について XBRL 形式及び HTML 形式を併せて提出する場合

	提出するデータ形式	
	(1)の場合	(2)の場合
① IFRS による連結財務諸表	HTML	XBRL + HTML (注記及び調整表は HTML のみでも可)
財務諸表本表		
注記		
開始財政状態計算書 (※)		
日本基準・IFRS の調整表 (※)		
②並行開示（事業の状況）	HTML	HTML
日本基準による要約連結財務諸表 (※)		
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (※)		
日本基準・IFRS の主要項目の差異		
③日本基準による個別財務諸表		
財務諸表本表	XBRL	XBRL + HTML
注記・附属明細表	HTML	HTML

(※) 適用初年度のみの開示

3. 米国基準適用会社における取扱い

米国基準適用会社が IFRS を適用する場合のデータ形式は、2. の取扱いに準じる。

4. 連結財務諸表を作成していない会社の取扱い

(1) IFRS による個別財務諸表について HTML 形式で提出する場合

(2) IFRS による個別財務諸表について XBRL 形式及び HTML 形式を併せて提出する場合

	提出するデータ形式	
	(1)の場合	(2)の場合
① IFRS による個別財務諸表	HTML	XBRL + HTML (注記及び調整表は HTML のみでも可)
財務諸表本表		
注記		
開始財政状態計算書 (※)		
日本基準・IFRS の調整表 (※)		
②日本基準による個別財務諸表		
財務諸表本表	XBRL	XBRL + HTML
注記・附属明細表	HTML	HTML

(※)適用初年度のみの開示

5. 使用するタクソノミ

対象	使用するタクソノミ
① IFRS による連結財務諸表又は個別財務諸表	国際会計基準委員会財団が公表する IFRS タクソノミ (※)
②日本基準による個別財務諸表	金融庁が公表する EDINET タクソノミ

(※) <http://www.iasb.org/XBRL/IFRS+Taxonomy/IFRS+Taxonomy+2009/IFRS+taxonomy+2009.htm>

6. XBRL 形式の作成方法

IFRS タクソノミを使用した場合の XBRL 形式の作成方法は別紙 6 から別紙 8 までのとおり。